

運営規程

(社会福祉法人 春日福祉会 春日白水保育園)

施設名称	春日白水保育園
施設目的	児童福祉法に基づく乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	一、 保育は、安全且つ健康でなければならない。 一、 保育は、無差別平等でなければならない。 一、 保育は、自立援助でなければならない。
提供する教育、 保育内容	通常保育 延長保育(通常保育後 1時間)
職員の職種、 人数、職務内容	・ 園長(施設長) 1人 施設の業務を総括する。 ・ 主任保育士 1人 園長を補佐すると共に保育業務の遂行にあたって保育士を統括する。 ・ 保育士 19人以上 保育に従業し、保育計画の立案、保育の実施、保育記録の作成及び家庭連絡等の業務を行う。 ・ 調理員 4人以上 給食業務に従事する。 ・ 事務員 2人 会計事務に従事する。 ・ 嘱託医(内科・歯科) 入所児童の健康管理等についての業務を行う。
教育・保育の提供 を行う日、時間	開園日 以下にあげる休日以外は開園する。 休 日 日曜日・祝日及び年末年始 開園時間 午前7時から午後6時まで 保育短時間認定の子どもの保育時間 午前9時から午後5時まで

保護者から受領する利用者負担の種類、理由、金額	保育料 市が金額を決定し、保護者が市に納付する。 上乗せ徴収 なし 実費徴収 スモック 3,500円（以上児 希望者のみ） 体操服(上着) 2,100円（以上児 希望者のみ） 体操ズボン 1,900円（以上児 希望者のみ） カラー帽子 900円（つばみ組以外） 五穀米 3,000円/年（以上児） 日本スポーツ振興センター保険料 240円/年 バス代 1人 1,000円(合計の不足分は、園負担) 給食提供にかかわる副食費 4,500円/月（以上児）										
利用定員	<table border="0"> <tr> <td>0 歳児</td> <td>27 人</td> </tr> <tr> <td>1・2 歳児</td> <td>75 人</td> </tr> <tr> <td>3 歳児</td> <td>46 人</td> </tr> <tr> <td>4・5 歳児</td> <td>92 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>240 人</td> </tr> </table>	0 歳児	27 人	1・2 歳児	75 人	3 歳児	46 人	4・5 歳児	92 人	合 計	240 人
0 歳児	27 人										
1・2 歳児	75 人										
3 歳児	46 人										
4・5 歳児	92 人										
合 計	240 人										
利用の開始、終了に関する事業、利用にあたっての注意事項	利用の開始 春日市が保育の実施について決定した時は、これに応じるものとする。 利用の終了 ① 子どもが就学した時 ② 子どもの保護者が、法に定める 2 号又は 3 号認定の支給要件に該当しなくなったとき ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時 留意事項 利用の申込みが定員を超えた場合は、市により選考を行う。										
緊急時等における対応方法	春日白水保育園、各種マニュアルによる。 ※危機管理、救急対応(アレルギー除去、感染症、食中毒、突発的な事故等)、保健衛生、給食衛生など										
非常災害対策	春日白水保育園のマニュアルによる。 園外へ避難し判断した場合は春日西小学校へ避難する。										
虐待防止の為の措置に関する事項	定期的に支援センターと見守り会議を行う。場合によっては、児童相談所、小学校、嘱託医等と連携する。										
その他、施設運営に関する重要事項	苦情解決規程・個人情報保護規定調整済み。 法令遵守責任者 春日福祉会 理事長 庄山剛										